

## 各種大会におけるコーチライセンス制度適用の細則

(一社) 岩手県バスケットボール協会

### 1 一般選手権・県民体育大会・県総合選手権について

- ・チームの指揮を執るコーチは必ず必要な資格を持っていること  
コーチ就任1年目で無資格の者（高体連所属チームに限る）は認める。
- ・必要な資格は、一般選手権がJBA公認E-1級コーチ以上、県民体育大会・県総合選手権がJBA公認D級コーチ以上とする。

### 2 その他の大会について

- ・各連盟の決定によるものとする。

### 3 その他

- ・有資格者である監督・コーチ・アシスタントコーチ（以下チームスタッフ）は同一大会において対戦する可能性のある複数のチームのチームスタッフを兼ねることはできない。（例：同じ人物が同一大会に出場する男子の異なる2つのチームにチームスタッフとして同時にエントリーすることは不可。男子1つ・女子1つのチームにチームスタッフとしてそれぞれエントリーすることは可。）

### 4 具体的な運用

- ・大会参加申込書提出時点で、以下の事項に該当する者を有資格者とする。
  - ① 提出時点で、当該のコーチ資格を保有している者（TeamJBAに登録されている者）。
  - ② 提出時点で、当該のコーチ資格の認定を受け、直近のTeamJBAの登録を待っている者。
- ・有資格者が記載されていない状態で大会参加申込書を提出した場合は、申込書を受理しない。
- ・試合においてはエントリーされた有資格者が試合の指揮を執ること。登録したコーチが、やむをえない事情によって当日ベンチで指揮を執ることができなくなり、他に有資格者がいない場合には、チームは必ず試合開始前に大会本部に理由を定められた書式により申告する。大会本部が事情をやむをえないものと認めた場合には、チームキャプテンが指揮を執ることで試合を進行することができる。認められない場合には試合は没収となる。
- ・やむをえない事情とは、事故・急病（本人および家族等）、仕事における急用、1人のコーチが男女のチームのコーチを兼ね、タイムテーブル上いずれかの試合の開始に間に合わない場合などを指す。大会登録時点であらかじめ予定されていた用事や緊急性が認められない所用等は該当しない。やむをえない事情と認められずにコーチがベンチで指揮を取ることができない場合やチームからの報告に虚偽の内容があったことが発覚した場合、また明らかな名義貸しと認められる場合には、チームおよびコーチはペナルティの対象となる。